

平成29年度 弘前市保育料基準額表(1号認定)

新制度に移行する幼稚園等の教育標準時間に係る保育料は、保護者等の市民税額によって市が定めることになりました。

単位:円

各月初日の児童の属する世帯の区分		月額保育料基準額	(参考) 国が定める保育料基準額 (上限額)
区分	定義(父母等の税額の合計)		
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
21	市民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	ひとり親世帯等 ※1	0
2		上記以外の世帯	0
31	市民税所得割 の範囲	ひとり親世帯等 ※1 ~77,100円	3,000
3			上記以外の世帯
4		77,101円~211,200円	14,800
5		211,201円~	20,000

※1 ひとり親世帯等とは、母子・父子世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等を指します。

※2 幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は保育料基準額の半額(10円未満切り捨て)、3人目以降は無料となります。

※3 4~8月分は平成28年度市民税額、9月~翌年3月までは平成29年度市民税額に基づいて階層を決定します。

※4 上記保育料のほか、施設が定める給食費が別途かかります。

※5 その他、実費負担や上乗せ利用料が生じる場合がありますので、各施設へ直接お問い合わせください。

※6 保育料決定に係る市民税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金控除等を適用する前の額となります。

※7 弘前市では、保育料を国の基準額に対して低く設定しています。

※8 保護者と生計を一にする児童の兄弟がいる場合、年収約360万円未満相当の世帯(市民税額によって判断します)については、多子軽減にかかる年齢制限が撤廃されています。また、年収約360万円未満相当のひとり親家庭等世帯については、施設を利用している1人目のお子さんから保育料が軽減される場合があります。